

愛知電機株式会社

定 款

1942年5月27日制定

2022年6月29日改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、愛知電機株式会社と称し、英文では、AICHI ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械・器具の製造、修理、販売および賃貸
2. 電気施設工事の請負、建設業監理および施工
3. 特殊機器の製造、修理、販売および賃貸
4. 電子応用機器の製造、修理、販売および賃貸
5. 衛生用機器および医療機器の製造、修理、販売および賃貸
6. 環境機器の製造、修理ならびにその施工、販売および賃貸
7. ソフトウェアの開発、販売、ならびに情報処理に関する事業
8. 工業用機械、部品、資材等の材質、強度の各種分析および測定の実業
9. ポリ塩化ビフェニール含有機器および医療廃棄物の無害化処理事業
10. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
11. 高齢者介護施設の運営ならびに介護業務
12. 什器備品、室内装飾品、日用雑貨品、被服および食料品の販売ならびに内装仕上げ工事の設計・施工
13. 不動産の賃貸、管理およびその運用
14. 洗車サービス業務ならびに洗車場の経営
15. 緑化事業ならびに造園の請負、設計、施工および監理
16. 発電および電気の供給に関する事業ならびにその管理運営
17. 一般貨物自動車運送業
18. 貨物運送取扱事業
19. 警備員および機械による警備保障業務
20. タバコ、郵便切手および印紙の販売

21. 物品および自動車のリース
22. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
23. 樹脂成型部品の製造販売
24. 非鉄金属の鋳造、加工ならびに販売
25. 住宅用水回り設備機器、空調機器、ボイラー・石油給湯器の製造、販売および工事の請負
26. 物品の梱包および発送業務の請負業
27. 建物内外の消毒、清掃および害虫駆除等に関する事業
28. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県春日井市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,391万2,200株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す
ことを、当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名
簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれ
を取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会におい
て定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに
随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取
締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を
行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3
分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役は、19 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定め、必要があるときは、取締役会長 1 名およびその他の役付取締役若干名を定めることができる。

② 取締役社長は、当会社を代表する。

③ 取締役社長のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

- ④ 取締役会長が、当会社を代表する場合には、第 15 条および第 27 条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。

(相談役および顧問)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問若干名を定めることができる。

(代表取締役の業務執行)

第 25 条 取締役社長は、取締役会の決議にもとづき会社の業務を統括する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役が代行する。

(取締役会の権限)

第 26 条 取締役会は、法令に定められた事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を定めることができる。

(監査役会の権限)

第 36 条 監査役会は、法令に定められた事項のほか、当社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げないものとする。

(監査役会の招集通知および議長)

第 37 条 監査役会は、あらかじめ定めた監査役がこれを招集する。ただし、他の監査役が招集することを妨げないものとする。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
- ④ 監査役会の議長は、招集した監査役がこれにあたる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第 1 条 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

第 2 条 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

第 3 条 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。